

伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業に関する基本協定書

神奈川県内広域水道企業団（以下「甲」という。）と〇〇〇建設工事共同企業体（代表企業である●（以下「代表企業」という。）並びに構成企業である●及び●で構成される●グループを総称して以下「乙」という。）は、伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業（以下「整備事業」という。）に関して、以下の通り基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。なお、本基本協定において使用される用語は、本基本協定において定義される場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、要求水準書の例による。

（目的）

第1条 本基本協定は、整備事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の内容）

第2条 甲は、次の事業を乙に発注する。なお、事業の内容は、本基本協定、入札説明書等（甲が整備事業の事業者募集のための公募に関して公表した令和●年●月●日付の入札説明書、要求水準書（甲が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答をいう。）落札者決定基準、様式集及びその他関連資料をいう。）及び提案書類（乙が令和●年●月付で提出した整備事業にかかる提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として乙が本基本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書をいう。）に規定される。

（1）伊勢原浄水場沈でん池設備更新工事

（2）伊勢原浄水場沈でん池設備維持管理業務委託

（整備事業期間）

第3条 整備事業期間は、令和9年4月1日から令和31年3月31日までとし、伊勢原浄水場沈でん池設備更新工事は、令和9年4月1日から令和16年3月31日まで、伊勢原浄水場沈でん池設備維持管理業務委託は、令和10年4月1日から令和31年3月31日までとする。なお、整備事業期間開始日から令和10年3月31日までは、甲から乙への業務引継ぎ期間とする。

（契約の締結等）

第4条 甲と乙は、本基本協定のほかに、次の契約を締結すること。

（1）甲及び工事JV（伊勢原浄水場沈でん池設備更新工事を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。）との間における伊勢原浄水場沈でん池設備更新

工事請負契約（以下「本工事請負契約」という。）

（２）甲及び維持管理ＪＶ（伊勢原浄水場沈でん池設備維持管理業務委託を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。）の間における伊勢原浄水場沈でん池設備維持管理業務委託契約（以下「本維持管理業務委託契約」という。）

２ 契約は、本基本協定締結日から３０日以内に締結すること。

（契約不適合責任等）

第５条 工事ＪＶ及び維持管理ＪＶは、それぞれ本工事請負契約又は本維持管理業務委託契約に定める契約不適合責任（対象施設（整備事業の対象となる沈でん池設備をいう。）又は伊勢原浄水場沈でん池設備維持管理業務委託に関する成果物について要求水準書の定める基準、水準等（提案書類及び設計成果物に含まれる書類の記載内容が基準、水準等を超える部分はこれらの書類に定める基準、水準等とする。この条において同じ。）を満たしていないと甲が合理的に判断した場合を含む。）を負う。

２ 前項に加え、工事ＪＶは、実施した設計及び施工が契約の内容に適合しないこと（対象施設について要求水準書の定める基準、水準等を満たしていないと甲が合理的に判断した場合を含む。）が確認された場合において、当該契約不適合により維持管理ＪＶに損害が生じたときは、これを直接賠償することとし、維持管理ＪＶは、甲に当該損害の賠償を請求しないことに合意する。

３ 対象施設又は伊勢原浄水場沈でん池設備維持管理業務委託に関する成果物について要求水準書の定める基準、水準等を満たしていないと甲が合理的に判断した原因が、不可抗力（対象施設の契約不適合は含まれない。）又は乙以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、本工事請負契約又は本維持管理業務委託契約の規定により乙の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを、乙が立証した場合には、第１項及び第２項の規定は適用しない。

（本基本協定上の権利義務の譲渡等の禁止）

第６条 甲及び乙は、本基本協定に別段の定めがある場合を除き、本基本協定上の地位及び本基本協定に基づく権利義務につき、他の当事者の書面による承諾なく第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

（債務不履行等）

第７条 甲又は乙は、本基本協定の義務を履行しないことにより相手方又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負わなければならない。

（甲による本基本協定等の解除）

第８条 甲は、乙が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、本基本協定を

解除することができる。

- (1) 乙が本基本協定に違反し、その違反によって本基本協定の履行が不可能となった場合
 - (2) 本工事請負契約が、同契約書の規定に基づいて解除された場合
 - (3) 本維持管理業務委託契約が、同契約書の規定に基づいて解除された場合
 - (4) 破産、会社更生、民事再生、特別清算又はこれらに類する手続について申立てがなされた場合
 - (5) 手形取引停止処分がなされた場合
 - (6) 整備事業に関して乙が次のいずれかに該当した場合
 - ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。)第 4 9 条に定義する排除措置命令を受け、かつ、当該命令にかかる抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号) 第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。)を提起しなかった場合
 - イ 独占禁止法第 6 2 条第 1 項に定義する納付命令を受け、かつ、当該命令にかかる抗告訴訟を提起しなかった場合
 - ウ ア又はイの抗告訴訟を取り下げた場合
 - エ ア又はイの抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定した場合
 - オ 乙の構成企業又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治 4 0 年法律第 4 5 号) 第 9 6 条の 6 若しくは第 1 9 8 条又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号の刑が確定した場合
 - カ 神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例(平成 2 4 年神奈川県内広域水道企業団条例第 2 号。以下「条例」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等、条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者である場合
 - キ 神奈川県暴力団排除条例(平成 2 2 年神奈川県条例第 7 5 号) 第 2 3 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した場合
- 2 前項に定めるほか、甲は、乙の構成企業のいずれかが本基本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本基本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本基本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 3 甲は、前2項に基づき本基本協定が解除された場合には、直ちに本工事請負契約及び本維持管理業務委託契約を解除することができる。
- 4 甲は、解除事由を問わず、本工事請負契約又は本維持管理業務委託契約のいずれかが解除された場合には、直ちに他方の契約を解除することができる。
- 5 乙は、構成企業が本基本協定、本工事請負契約又は本維持管理業務委託契約に基づく解除事由が発生した場合又は解除事由の発生が合理的に確実といえる場合、甲に通知を行い、甲が要求した場合には甲の事前の承諾を得た上で、当該構成企業の代替となる企業を選定し、速やかに承継させるものとする。

(乙による本基本協定等の解除)

第9条 乙は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除することができる。

(1) 甲が本基本協定に違反し、その違反によって本基本協定の履行が不可能となった場合

(2) 整備事業が中止になった場合

- 2 乙は、甲が本基本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本基本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本基本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(構成企業の変更)

第10条 代表企業は、やむを得ない事由が生じた場合、代表企業を除く構成企業の変更を、甲に申請することができる。

- 2 構成企業の変更により当該構成企業の役割を引き継ぐ者(以下「後継企業」という。)は、整備事業の入札において落札者に選定されなかった入札参加者の構成企業であってはならない。

- 3 甲は、特に必要があると認めたときは、第1項の申請を承諾することができるものとする。

- 4 代表企業は、前項の規定による甲の承諾が得られたときは、速やかに、本基本協定及び本工事請負契約又は本維持管理業務委託契約の契約上の地位、その他変更対象構成企業の役割を後継企業に引き継がせ、甲の確認を得なければならない。

- 5 代表企業及び後継企業は、整備事業への影響を最小限とするため、速やかな引継ぎ作業を行うものとする。

(秘密保持)

第 1 1 条 甲及び乙（乙の従事者並びに乙の下請企業及びその従事者も含む。）は、本基本協定の履行に関連して、相手方から受領した秘密情報は責任をもって管理し、本基本協定の履行以外の目的で当該秘密情報を使用してはならない。また、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、秘密情報を相手方の承諾なしに開示できるものとする。

（ 1 ）開示の時に公知である情報

（ 2 ）開示される前に、自ら正当に保持していたことを証明できる情報

（ 3 ）開示の後に、甲又は乙の責めに帰することができない事由により公知となった情報

（ 4 ）甲及び乙が、本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

（ 5 ）法令及び裁判所等の権限ある官公署の命令により、開示を義務付けられた情報

（ 6 ）弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

3 秘密情報の保持に関しては、本基本協定の終了及び中止後も同様の扱いとする。

（本基本協定の有効期間）

第 1 2 条 本基本協定の有効期間は、本基本協定の締結日から整備事業期間終了日までとする。ただし、期間満了の日までに、第 8 条（甲による本基本協定等の解除）または第 9 条（乙による本基本協定等の解除）の規定により解除されたときは、解除された日をもって、本基本協定の有効期間は終了する。

（個人情報の保護）

第 1 3 条 乙は、整備事業を遂行する上で神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例(令和 5 年 2 月 9 日条例第 2 号)に規定する個人情報取扱事務が含まれる場合は、個人情報の保護を図るため、甲から乙に開示する以下の基本方針等を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な管理を行わなければならない。

- ・ 神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ基本方針
- ・ 神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ対策基準

（その他の事項）

第 1 4 条 本基本協定は、日本法に準拠し、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する紛争は、横浜地方裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所

とすることに合意する。

- 2 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議のうえ、これを定める。

（以下本頁余白）

本基本協定の締結を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県内広域水道企業団
企業長 城 博俊

乙 (代表企業)

住所

商号又は名称

代表者名

印

(構成企業)

住所

商号又は名称

代表者名

印

(構成企業)

住所

商号又は名称

代表者名

EP

全ての構成企業と本基本協定を締結します。